

給与収入階層ごとの税収概算の方法

Method for Approximating Tax Revenue by Income Bracket

原英史

株式会社政策工房

Working Paper Series Vol. 2025-01

2025年1月

The view expressed in this publication are those of the author(s) and do not necessarily reflect those of the Institute.

No part of this article may be used or reproduced in any manner whatsoever without written permission except in the case of brief quotations embodied in articles and reviews. For information, please write to the Institute.

Asian Growth Research Institute

給与収入階層ごとの税収概算の方法¹

Method for Approximating Tax Revenue by Income Bracket

原英史

株式会社政策工房

Eiji Hara, Public Policy Planning & Consulting, Co.

2025年1月31日

要旨

本稿は、いくつかの単純化仮定の下で、所得税（住民税を含む）の税収への効果を概算するための方法を提示するものである。ここに提示する方法は、単純化仮定を他の仮定に置き換えても適用でき、税収の概算額を簡便に知る上で有用である。

具体的には、給与所得者の給与収入階層ごとの税収を概算する方法を特定の限界税率の課税所得の層に関して例示する。また、単純化のために、納税者は単身で所得は給与のみである場合を考える。この方法は、税率を変更した場合の税収を算出するのにも適用できるから、所得税改革の効果の評価に役立つ。

本稿の税収概算方法を税制改革の効果分析に応用する例として、基礎控除の引き上げによって、限界税率が15%の納税者のみの税負担を減らす税制改革案の下での税収変化を示す。

JEL codes:H24, I32, H55

Keywords: 所得税、限界税率、税収概算、基礎控除、給与所得控除、社会保険控除、所得税改革

¹ 本稿の作成に当たって、アジア成長研究所の八田達夫教授から表現上のコメントを数多く戴いた。また節IIIでは、本稿の分析方法の適用例として、八田教授の提言を用いた。さらに、制度・規制学会のメンバーから貴重なコメントを賜った。本稿の作成に当たって、アジア成長研究所リサーチアソシエイトの保科寛樹氏、ならびに三木陽介氏から、校正や図表の作成等について編集上の多大な協力を戴いた。これらの方々に感謝したい。

はじめに

国民民主党によって基礎控除を75万円引き上げる案が提案されて以来、様々な所得税改革が提示されてきた。しかし、様々な世帯類型や支出構造に応じて異なる控除があるため、同じ収入に対しても課税所得が異なる。しかも、控除額が収入に応じて変化することにより課税所得額も変化するため、改革提案による税収変化の正確な測定を個人で行うことは難しいと考えられがちである。このため、税制改革による税収への効果測定は、官庁や大手の調査機関に委ねられることが多かった。

本稿は、いくつかの単純化の仮定の下で、所得税改革の税収への効果を概算するための方法を提示するものである。ここから得られる結果は正確な測定ではないが、税収の概算、特にその上限を簡便に知る上で、有用である。

本稿では、給与所得者の給与収入階層ごとの税収を概算する方法を15%の限界税率の課税所得の層に関して例示するが、この方法は、他の階層に対して税率を変更した場合の税収を算出するのにも適用できる。

また、単純化のために、本稿を通じて、納税者は単身で所得は給与のみである場合を考える。しかし、例えば「4人家族（専業主婦、18歳と10歳の子ども）」モデルについても、扶養控除を加えて全く同様に作成できる。

なお、本稿では、国の所得税と住民税とを合わせたものを、所得税と呼ぶ。（「国の所得税」を意味するときには、「国の」という形容詞を付ける。）すなわち、本稿で、「所得税の限界税率」という場合は、国の所得税と住民税の限界税率を合計したものを指す。

節 I では、給与収入に対する税額を算出する方法を示し、節 II では、与えられた限界税率に対応する給与収入階層の納税者数と納税額を導き出す。節 III では、本稿の税収概算方法の税制改革の効果分析への応用例として、限界税率が15%の納税者の税負担を減らす税制改革案の下での税収変化を示す。最後に、節 IV では、本稿の概算方法が前提とする単純化のための仮定を列挙し、税制改革の評価に際して、この概算が適する場合を指摘する。さらに、付論 1 では、給与収入別の税額・社会保険料額の計算式一覧を、付論 2 では、同様に、米国・英国・ドイツ・フランスについての計算式を整理したものを示す。

I. 給与収入に対する税額

1. 課税所得に対する限界税率と税額

所得税の税率は給与収入に対してではなく、そこから様々な控除を差し引いた「課税所得」に対して限界税率が定められている。

1) 国の所得税

表 1 は、国の所得税の限界税率を示したものである。列 1 は、各限界税率に対応する課税所得階層（これをブラケットと呼ぶ）に、A から G の名称を与えている。列 3 は、それぞれのブラケットの課税所得下限値を示し、列 4 は、列 3 の課税所得に課される所得税の額を示している。

表 1. 国の所得税の課税所得階層の税額

課税所得階層	限界税率	階層の下限の課税所得(万円)	対応する税額(万円)
[A]	5%	0	0
[B]	10%	195	9.75
[C]	20%	330	23.25
[D]	23%	695	96.25
[E]	33%	900	143.4
[F]	40%	1800	440.4
[G]	45%	4000	1320.4

この表の列 4 は、各課税所得階層の下限に対する税額を示している。最低税率 5% の階層 [A] の場合には、当該課税所得に 5% を掛ければ税額を算出できる。しかし、例えば限界税率が 10% の階層 [B] の人は 195 万円までは限界税率が 5% であり、195 万円を越えた課税所得に対して 10% を掛けて、足し合わせることで税額を算出する。すなわち、この所得階層の人の課税所得が y であれば、彼の税額は、課税所得 195 万円までの税額である 9.75 万円に、 $0.1(y - 195)$ 万円を加えたものになる。したがって $y = 330$ とすると、税額は 23.25 万円となり、階層 C の下限の課税所得に対応する税額が得られる。列 4 の税額は、このように

算出されている。

この計算は、以下の算式で簡便に行うこともできる²。例えば階層[B]の場合は $[0.05 \times 195 + 0.1(y - 195)] = [0.1y - 9.75]$ 万円、階層[C]の場合は $[0.05 \times 195 + 0.1 \times (330 - 195) + 0.2(y - 330)] = [0.2y - 42.75]$ 万円となる。

$$[A]: 0.05y$$

$$[B]: 0.1y - 9.75$$

$$[C]: 0.2y - 42.75$$

$$[D]: 0.23y - 63.6$$

$$[E]: 0.33y - 153.6$$

$$[F]: 0.4y - 279.6$$

$$[G]: 0.45y - 42.75$$

2) 住民税

住民税は、税率 10% (均一) の所得割のほか、均等割 (概ね 5 千円) がある。国の所得税の基礎控除 48 万円に対し、住民税の基礎控除は 43 万円であり、適用される課税所得には 5 万円の差が生ずる。

3) 所得税合計

以上より、国の所得税と住民税を合算すると、国の所得税における課税所得 y に対し、以下ようになる。例えば階層[A]の場合、国の所得税が $0.05y$ 、住民税が $[0.1(y+5)+0.5]$ 、合わせて $[0.15y+1]$ 万円となる。

$$[A]: 0.15y + 1$$

$$[B]: 0.2y - 9.75 + 1$$

$$[C]: 0.3y - 42.75 + 1$$

$$[D]: 0.33y - 63.6 + 1$$

$$[E]: 0.43y - 153.6 + 1$$

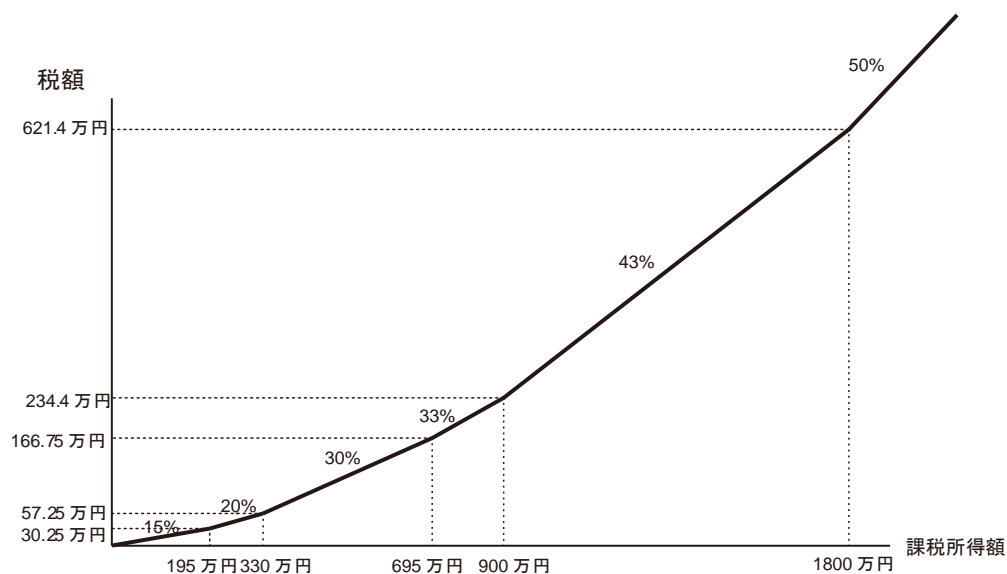
² 国税庁の速算表参照 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>)

[F]: $0.5y - 279.6 + 1$

[G]: $0.55y - 479.6 + 1$

図 1 は、こうして得られる課税所得と税額の関係を図示している。

図 1. 課税所得額に対する所得税と住民税の税額表



2. 給与収入に対する課税所得と税額

上に述べたように、給与収入から各種の控除を差し引いたものが課税所得になる³。単身者に適用される基本的な控除のみを前提とすると、具体的には、

課税所得 = 給与所得 (= 給与収入 - 給与所得控除) - 基礎控除 - 社会保険料控除
である⁴。

³ 課税所得金額を算出するに当たって、所得控除として含まれるものには、基礎控除・社会保険料控除以外にも、医療費控除や生命保険料控除などがある。詳しくは、国税庁「所得税のしくみ」(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_1.htm)を参照のこと。本稿では単純化のため、すべての人に適用される基礎控除と社会保険料控除のみを、控除として差し引くものとする。

⁴ 本論は単身者を対象としているから、配偶者控除や扶養控除は0であることに注意。

1) 基礎控除、給与所得控除

基礎控除と給与所得控除は、次のように定められている。

- 基礎控除⁵：48万円（所得が2400万円から2500万円で消失する⁶）
- 給与所得控除⁷：表2によって与えられる。

表 2. 給与所得控除の算式

収入の範囲(万円)	給与所得控除額の算式
162.5 未満	55 万円
162.5 以上 180 未満	収入 × 40% - 10 万円
180 以上 360 未満	収入 × 30% + 8 万円
360 以上 660 未満	収入 × 20% + 44 万円
660 以上 850 未満	収入 × 10% + 110 万円
850 以上	195 万円

2) 社会保険料控除

社会保険料控除は、国民年金、厚生年金保険、国民健康保険、健康保険、介護保険など

⁵ 基礎控除 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1199.htm>)

⁶ 基礎控除は次で与えられる。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円

収入が賃金のみで、繰越控除がない場合には、合計所得金額は、給与所得（＝収入金額－給与所得控除）と等しい。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/yogo/senmon.htm#word2> も参照。

⁷ 国税庁「給与所得控除」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>)

の保険料として本人の負担するものが対象と定められている⁸。

給与所得者の多くが加入する厚生年金保険及び健康保険・介護保険の保険料額は、料率等の定めに基づき、以下のように概算できる⁹。なお、料額は厳密には地域により異なり、また、適用される報酬月額が給与収入と差異があるので、あくまで概算である。

- 厚生年金保険：給与収入の9%。月額665,000円・賞与1,500,000円（賞与2回として年額1,098万円）で上限
- 健康保険・介護保険：給与収入の6%。月額1,355,000円・賞与5,730,000円（年額2,199万円）で上限

厚生年金保険などの適用には適用事業所の制限などもあるが、ここでは、給与収入106万円を超えると、すべての者が上記の厚生年金保険及び健康保険・介護保険に加入するとの前提で、社会保険料控除額を推計する。また、この場合、給与収入106万円までの単身者は国民年金・国民健康保険に加入することになるが、以下における税額計算にはほぼ関わらないため、ここでは省く（付論1で国民年金などの保険料も示している）。なお、料率の低い労働保険は捨象する。

3) 給与収入と課税所得

上記の課税所得の定義式に、これら控除額を代入すると、各給与収入に対する課税所得を計算できる。したがって各給与収入に対応する税額も算出できる。

この計算に基づいて、各課税所得階層の下限値に対応する給与収入と税額を示したものが表3である。

例えば、階層[A]の121万円は、 $0 = (y - 48 - 55 - 0.15y)$ を解いて算出される。

なお、より正確には、課税最低限は住民税と国の所得税で異なる。住民税均等割の課税最

⁸ 国税庁「社会保険料控除」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1130.htm>)

⁹ 厚生年金保険料率については、日本年金機構「厚生年金保険料額表」

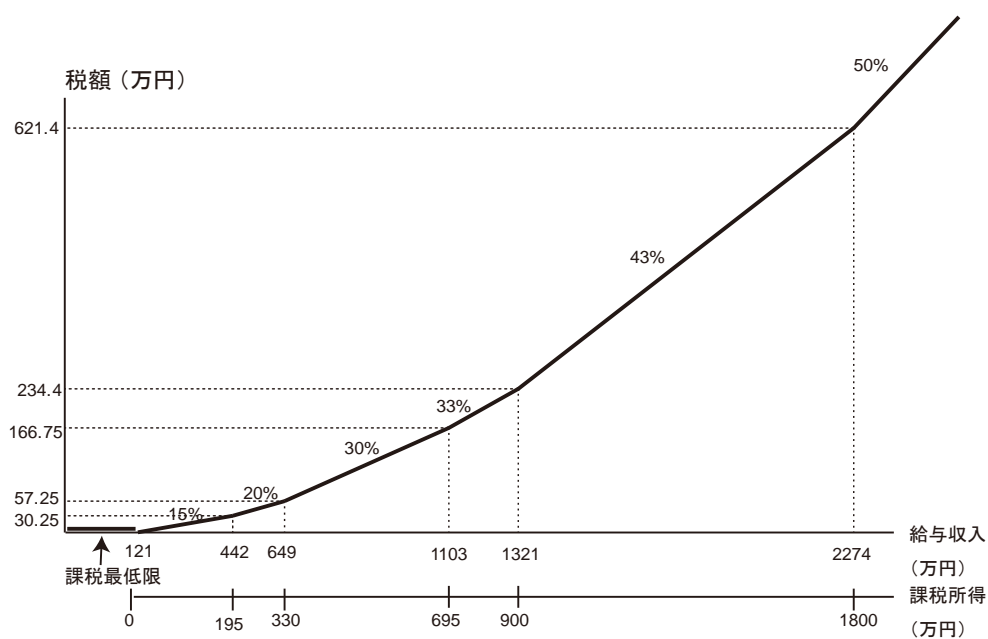
(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/index.html>) を参照。

低限は概ね 100 万円程度である（地域により異なる）。また、住民税所得割は、単身者の基本的な控除のみを適用した場合、概ね 115 万円から発生する。一方、国の所得税は、上記から算出されるとおり、概ね 121 万円まで発生しない。国の所得税につき、「103 万円の壁」で発生しはじめると言われることがあるが、これはパート主婦等に限ったことであり、単身者の場合、国民年金保険料などを納付している限りは社会保険料控除があるためである。収入 100 万から 121 万までの間、住民税は発生するが、税額は概ね 1 万円未満にとどまる。このため、ここでは、限界税率 15% で安定的に税額が増加し始める 121 万円を「実質的な課税最低限」と扱っている。

表 3. 各課税所得階層に対応する給与収入と税額

課税所得階層	限界税率	階層の下限の課税所得	対応する税額	対応する給与収入
[A]	15%	0	0	121
[B]	20%	195	30.25	442
[C]	30%	330	57.25	649
[D]	33%	695	166.75	1103
[E]	43%	900	234.4	1321
[F]	50%	1800	621.4	2274
[G]	55%	4000	1721.4	4426

図 2. 給与収入に対する税額表



さらに、図 2 のグラフは、横軸に示された給与収入に対する税額を示している。横軸の各目盛りは、表 3 の最後の列に示される給与収入である。それぞれの目盛りから縦に伸びた細い点線とグラフとの交点の高さは、それぞれの目盛りが示す給与収入に対応する税額である。さらに、このグラフ上の隣接する 2 交点を結ぶ線分の高さは両点にはさまれる区間の給与収入に対する税額を示している。(ただし、このグラフはこの区間を単純に直線で結

んでいるから、その限りにおいてその区間内の税額は近似である。)

またこのグラフに沿って、対応した限界税率も示した。しかしこの限界税率は課税所得に対するものであって給与収入に対するものではないから、このグラフの傾きにはなっていない。

このグラフの横軸の下には、給与収入に対応する課税所得が示してある。課税所得は、給与収入から課税最低限（基礎控除+給与所得控除の最低限）に加えて、給与収入が増えるにつれて追加的に増額する控除を差し引いて得られる。

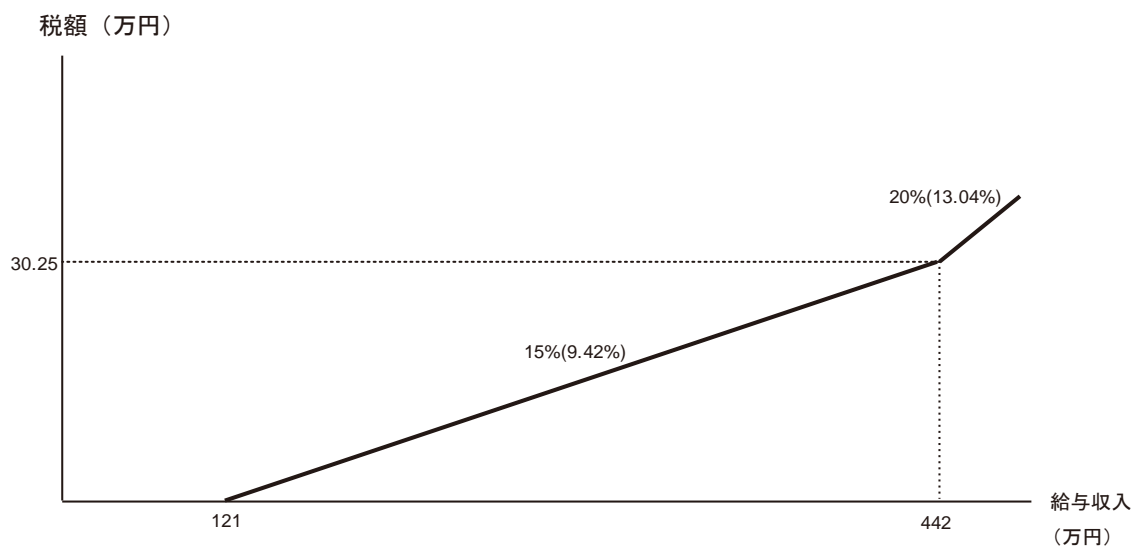
なお、本稿の付論1は、以上に基づき、給与収入に応じた税額と社会保険料額の計算式を整理した一覧である。これを用いれば、任意の給与収入に対し、より正確な税額と社会保険料額を算出できる（計算式一覧をみれば、例えば課税所得階層[A]における傾きが、正しくは一定ではないことがわかる）。また、付論1は、「単身者」を前提とした計算式（基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除のみを適用）だが、例えば「4人家族（専業主婦、18歳と10歳の子ども）」モデルについても、扶養控除を加えて全く同様に作成できる。

さらに、日本のみならず、他国に関しても、税制・社会保険制度につき上記で前提とした程度の情報があれば、税額などを推計できる。本稿の付論2は、米国・英国・フランス・ドイツにつき、同様の試算を行ったものである。

3. 給与収入に対する実効限界税率と実効税率

図3は、課税所得階層[A]と[B]について、図2を拡大したものである。[A]に対応する給与収入は121万円~442万円であり、それに対応する課税所得に対する限界税率は15%である。給与収入に対するこのグラフの傾きを「実効限界税率」と呼び、課税所得に対する限界税率に並んで括弧内に示している。

図 3. 給与所得に対する税額表を、442 万円までの箇所まで拡大したもの



階層 A の給与所得に対する実効限界税率は、給与収入区間が[121, 442]上のグラフの傾きであるから、この限界税率 15%の階層の実効限界税率は 9.42%である。同様に、収入が 442 を超える階層 B については、課税所得に対する限界税率は 30%であり、実効限界税率は 13.04%である。

節Ⅲの給与収入階層別の納税額の算出にあたっては、この実効限界税率を用いる。

II. 階層 A(限界税率が 15%の課税所得階層)の納税額

1. 納税者数

課税所得階層 A に対応する給与収入区間は、表 3 の最後の列から [121, 442] である。次に、この収入区間の世帯数を求める。ただし、高齢者は年金に関する所得税控除を得るため、相当程度の人には非課税、あるいはごく限られた税額になる（高齢者世帯の約 6 割は収入 300 万円未満だが、基礎控除 48 万円、公的年金控除 110 万円が適用される。例えば年金収入 150 万円＋給与収入 50 万円の人には非課税となる）。そこで、ここでの課税所得階層 A に属する世帯数を算出するため、高齢者世帯を除いた現役世帯の世帯数を収入階級ごとに算出する。

本来は、高齢者世帯には公的年金控除を適用して別途税額を算出し、現役世帯の納税額と合算することが、より正確である。ここでは、国民民主党の提案が主に現役世代の手取り増大に焦点を当てていることを踏まえ、簡便に現役世帯の納税額のみを概算する。なお、I で示した税額（給与所得を前提に試算）を高齢者世帯も払っているものとして推計すると、上記の事情から過大な推計になってしまうので注意を要する。

ところで、収入区間 [121, 442] に対応した収入階級別の現役世帯比率は、国民生活基礎調査より、表 4 の第 2 列のとおりである。（なおここでは、同調査で所得金額階級と呼んでいるものを、本稿の他の概念と整合的にするために、収入階級と呼ぶ。）

表 4. 収入階級別の世帯比率分布と世帯数（高齢者世帯を除く）¹⁰

収入階級（万円）	世帯比率（%）	現役世帯数（万世帯）
100-150	3.9	147.8
150-200	4	151.6
200-250	5	189.5
250-300	5	189.5
300-350	4.6	174.3
350-400	5.4	204.6
400-450	6	227.4

次に、「令和 5 年国民生活基礎調査」より、全現役世帯数は次のとおりである¹¹。

$$\text{全現役世帯数} = 3789.2 \text{ 万世帯}$$

表 4 の各収入階級ごとの現役世帯数は、それに対応する世帯比率と、この全現役世帯数の積として得られる。これが表 4 の第 3 列である。

したがって、収入が[100, 450]の現役納税者総数は、この列の現役世帯数を合計して得られる 1,284.7 万人であるため、限界税率 15%である収入区間[121, 442]の納税者数は、

$$1284.7 \times \frac{442 - 121}{350} = 1178.3 \text{ 万人}$$

である。

2. 階層 A の平均税率

この階層の世帯は収入階級ごとに均一に分布していると想定する。（表 4 から、これは許

¹⁰ 世帯比率については、厚生労働省「令和 5 年国民生活基礎調査 / 所得 / 表 21 世帯数の相対度数分布」（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040190371）から、高齢者以外の世帯の相対度数分布を用いた。なお、このデータの所得金額の種類としては、給与収入のほか、事業所得や財産所得なども含んでいる。

¹¹ 厚生労働省「2023（令和 5）年 国民生活基礎調査の概況」

（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa23/index.html>）より。全現役世帯数は、世帯総数から高齢者世帯数を除いたものとした。

容し得る近似である。) この想定の下では、この階層の世帯の平均税額は、表 3 で示される階層 A の上限価格 30.25 万円の半額であるから、15.125 万円である。

3. 階層 A の納税額

この階層の納税者数と平均税額との積から、この階層の納税額は 17,822 億円である。¹²

¹² ただし、項 2 におけるような均一分布の想定はせず、各収入世帯ごとに平均税率を求めて、それにとまう収入階級ごとの平均税額を算出することもできる。

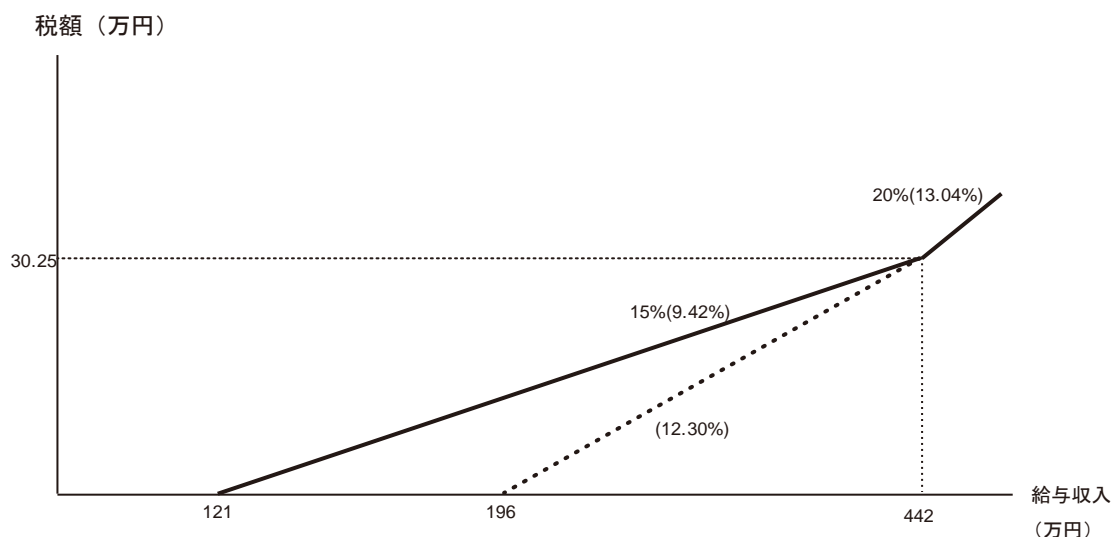
III. 階層 A のみの負担を減らす改革案の下での税収変化

国民民主党の改革案は、基礎控除を 75 万円引き上げ、階層 A より高い給与収入に対しても負担を減らす。本節では、「基礎控除を 75 万円引き上げると同時に、階層 A の税率や控除をスムーズに変化させることによって、階層 A のみの負担を減らす改革」を考える。

具体的には、図 4 の現行制度を表す収入区間[121, 422]上の実線から、区間[196, 442]上の点線のように、課税最低限を引き上げ、給与収入が 442 万円の時に改革前の税額と同じ税額となるよう、税率の規定を改革する。なお、点線は直線であるとする。

この案は、国民民主党の改革案と異なり、比較的、低所得者に負担軽減の的を絞っている。

図 4. 税額表（課税最低限が 121 万円の場合）



1. 納税者数

この改革によって影響を受ける給与所得の範囲は、階層 A のみである。つまり、改革後にも税を払い続ける収入範囲は[196, 442]である。

この収入範囲の中で納税者数が均一に分布しているとする、改革後に税を払い続ける収入範囲の世帯数の、改革前世帯数に対する割合は、

$$\frac{442 - 196}{442 - 121} = 0.76636$$

であるから、76.63%である。一方、II.A から明らかなように階層[A]の納税者数は 1175 万人なので、改革後には、この収入範囲の納税者数は、 $1175.3 \times 0.7663 = 903.00$ 万になる。

2. 納税額

こうして得られた納税者数に 903 万人に、階層 A の平均税額 15.125 万円をかけて、納税額 13,658 億円が得られる。

3. この改革案による減税額

したがって階層 A の現行の税額と改革後の税額の差をとると、 $17,822 - 13,658 = 4,164$ であるから、約 4,164 億円となる。

IV. 結び

本稿では与えられた収入階層に対して税収を概算する方法を示した。しかしこの概算にあたっては、数多くの近似のための単純化仮定を置いている。

第一に、単身者を想定している。もちろん例えば、夫婦と子供二人という想定をしても、本稿と似たように簡便に税収を算出できるが、それも一つの概算にすぎない。より正確な額を推定するには、家族形態ごとのシミュレーションモデルを作って測定する必要がある。単純化のために一つの世帯形態を選ぶ場合に、例えば夫婦二人・子供二人の家族など、単身世帯以外を想定すれば、単身者の場合と比べて控除が増えるため、納税額がその分だけ少なくなる。したがって、ここでの単身者を前提にした納税額は、納税額の上限としての意味を持つ。すなわち、何らかの減税を行ってその効果を見るときに、最大限の税収損失がいくらかということを見るのに役に立つ方法である。

第二に、収入は給与収入のみであるとした。金融所得などは入れていない。さらに自営業者の場合の事業所得も、この概算では外した。

第三に、住民税の金額は自治体によって異なるが、ここではその差異を無視し、典型的な税額を想定した。また、住民税と国の所得税では課税最低限が異なる（収入 100 万円程度では住民税のみが発生する）が、少額であるため無視し、国の所得税の課税最低限に基づき概算している。

第四に、医療費控除や生命保険料控除は無視している。

第五に、各限界税率に対応する給与所得帯内では、給与所得控除も社会保険料控除も傾きが一定で伸びると想定している。例えば図 2 はそのように描いている。さらに、図 3 の実効限界税率の算出は、この単純化に基づいている。

第六に、高齢者の納税額は省き、現役世代のみの納税額を試算している。高齢者は公的年金控除のために納税額が小さくなりやすい面がある、とはいえ、完全に無視できるわけではない。納税額全体の推計としては正確性を欠き、本来は、現役世代と高齢世代とを区別して、それぞれの給与所得に対する税額を計算する必要がある。

以上のような限界があるにしても、これらの単純化の仮定の下に、ある給与収入層が支払う納税総額を計算する方法をここで示した。上で述べたように、この方法は、納税額の上限を示すものだということ認識すれば、活用の幅は大きいであろう。

参考文献

八田達夫 (2025) 「中高所得者により有利な国民民主党案では経済活性化せず」, 『週刊エコノミスト』, 毎日新聞社, 2025.02.18 号.

原英史 (2025) 「「178 万円」めぐる国民民主党案 6 つの問題」, 『正論』, 産経新聞社, 2025 年 3 月号.

付論1

給与収入別の所得税（国の所得税・住民税）税額・社会保険料額の計算式一覧

- 単身者を想定し、基本的な控除（基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除）のみを受けるとする。
- 住民税（均等割）は地域により異なるが、ここでは課税最低限 100 万円、税額 5 千円とする。
- 年収 106 万円までは国民年金・国民健康保険、年収 106 万円からは厚生年金・健康保険（組合健保等）に加入するものとする。また、国民年金の減免（将来の年金額減額を伴う）は受けず、国民健康保険の軽減は受けるとする。保険料額は地域により異なるが、国民健康保険は所得割 14%・均等割 8 万円、厚生年金保険 9%、健康保険 6%として概算した。

給与収入（=X）	所得税（国の所得税・住民税）	社会保険料
0～98 万円	0	$20.4 + [0.14(x - 43) + 8] \times 0.3$
99 万円	0	$20.4 + [0.14(x - 43) + 8] \times 0.5$
100～106 万円	0.5	$20.4 + [0.14(x - 43) + 8] \times 0.5$
106～115 万円	0.5	$0.15x$
115～121 万円	$0.1 \times [x - 43 - 55 - 0.15x] + 0.5$	$0.15x$
121～163 万円	$0.15 \times [x - 48 - 55 - 0.15x] + 1$	$0.15x$
163～180 万円	$0.15 \times [x - 48 - (0.4x - 10) - 0.15x] + 1$	$0.15x$
180～360 万円	$0.15 \times [x - 48 - (0.3x + 8) - 0.15x] + 1$	$0.15x$
360～442 万円	$0.15 \times [x - 48 - (0.2x + 44) - 0.15x] + 1$	$0.15x$
442～649 万円	$0.2 \times [x - 48 - (0.2x + 44) - 0.15x] - 9.75 + 1$	$0.15x$

給与収入 (=X)	所得税 (国の所得税・住民税)	社会保険料
649～660 万円	$0.3 \times [x - 48 - (0.2x + 44) - 0.15x] - 42.75 + 1$	$0.15x$
660～850 万円	$0.3 \times [x - 48 - (0.1x + 110) - 0.15x] - 42.75 + 1$	$0.15x$
850～1098 万円	$0.3 \times [x - 48 - 195 - 0.15x] - 42.75 + 1$	$0.15x$
1098～1103 万円	$0.3 \times [x - 48 - 195 - (0.06x + 99)] - 42.75 + 1$	$0.06x + 99$
1103～1321 万円	$0.33 \times [x - 48 - 195 - (0.06x + 99)] - 63.6 + 1$	$0.06x + 99$
1321～2199 万円	$0.43 \times [x - 48 - 195 - (0.06x + 99)] - 153.6 + 1$	$0.06x + 99$
2199～2274 万円	$0.43 \times [x - 48 - 195 - 231] - 153.6 + 1$	231
2274～2595 万円	$0.5 \times [x - 48 - 195 - 231] - 279.6 + 1$	231
2596～2645 万円	$0.5 \times [x - 32 - 195 - 231] - 279.6 + 1$	231
2646～2695 万円	$0.5 \times [x - 16 - 195 - 231] - 279.6 + 1$	231
2696～4426 万円	$0.5 \times [x - 195 - 231] - 279.6 + 1$	231
4426 万円～	$0.55 \times [x - 195 - 231] - 479.6 + 1$	231

付論2

米国・英国・ドイツ・フランスの税額の計算(単身者の場合)

1. 米国

米国では、連邦所得税のほか、地方政府（州・市）の課税所得税がある¹³。ここでは連邦所得税のみを扱う。

1) 税率

税率は以下のように公表されている（2024年分）¹⁴。

課税所得(ドル)	限界税率(%)
0-11,600	10
11,601-47,150	12
47,151-100,525	22
100,526-191,950	24
191,951-243,725	32
243,726-609,350	35
609,351-	37

2) 基本的な控除

日本の基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除に相当する基本的な控除として、以下がある¹⁵。

¹³ 財務省資料（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08）より。

¹⁴ 米国政府公式サイト：<https://www.irs.gov/filing/federal-income-tax-rates-and-brackets>

¹⁵ “Taxing Wages 2024” (OECD)、財務省資料（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08）などに基づく。

- 標準控除：14,600 ドル

(なお、医療費控除など各種控除も含むこと、実額控除と選択可能であることなどの差異があるが、給与所得控除に近いものと扱う。)

- 基礎控除（人的控除）は、時限的に標準控除と統合されており、2024 年はゼロとされている。
- 社会保険料控除に相当する控除はない。

3) 税額の概算

以上より、各限界税率に対応する給与収入は以下のとおりとなる（単身者の場合）。これに基づき、日本の場合と同様、税額を算出できる。

給与収入(ドル) = x	課税所得(ドル)	限界税率 (%)	税額(ドル)
0-14,600	–	0	0
14,601-26,200	$x - 14,600$	10	$0.1x - 1,460$
26,201-61,750	$x - 14,600$	12	$0.12x - 1,984$
61,751-115,125	$x - 14,600$	22	$0.22x - 8,159$
115,126-206,550	$x - 14,600$	24	$0.24x - 10,462$
206,551-258,325	$x - 14,600$	32	$0.32x - 26,985$
258,326-623,950	$x - 14,600$	35	$0.35x - 34,735$
623,951-	$x - 14,600$	37	$0.37x - 47,214$

2. 英国

英国では、国の所得税があり、個人所得に課される地方税はない¹⁶。

¹⁶ 財務省資料 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08) より。

1) 税率

税率は、基礎控除も含めた形で、以下のように公表されている（2024 年分）¹⁷。

	課税所得(ポンド)	限界税率(%)
基礎控除	0-12,570	0
	12,571-50,270	20
	50,271-125,140	40
	125,140 超	45

2) 基本的な控除

日本の基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除に相当する基本的な控除として、以下がある¹⁸。

- 基礎控除（人的控除）： 12,570 ポンド（課税所得 125,140 ポンドで消失）
- 給与所得控除、社会保険料控除に相当する控除はない。

3) 税額の概算

以上より、単身者の場合の税額は、上記の税率表を適用して算出できる。

¹⁷ 英国政府公式サイト： <https://www.gov.uk/income-tax-rates>

¹⁸ “Taxing Wages 2024” (OECD)、財務省資料
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08) などに基づく。

給与収入(ポンド)= x	限界税率(%)	税額(ポンド)
0-12,570	0	0
12,571-50,270	20	$0.2x - 2,514$
50,271-100,000	40	$0.4x - 12,568$
100,001-125,140	40	$0.5x - 22,568$
125,140 超	45	$0.45x - 16,311$

3. ドイツ

ドイツでは、所得税は共有税として連邦・州・市町村に分配される¹⁹。

1) 税率

税率は以下のように公表されている（2024 年分）²⁰。

課税所得(ユーロ)	税額(ユーロ)	
0-11,604	0	基本手当
11,605-17,005	$(922.98y + 1,400) \times y$	y : 課税所得のうち基本手当を超える部分の 10,000 分の 1
17,006-66,760	$(181.19z + 2,397) \times z + 1,025.38$	z : 課税所得のうち 17,005 ユーロを超える部分の 10,005 分の 1
66,761-277,825	$0.42x - 10,602.13$	x : 課税所得
277,826-	$0.45x - 18,936.88$	x : 課税所得

これを限界税率として整理すれば以下ようになる。

¹⁹ 財務省資料 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08) より。

²⁰ ドイツ政府公式ウェブサイト：<https://lsth.bundesfinanzministerium.de/lsth/2024/A-Einkommensteuergesetz/IV-Tarif/Paragraf-32a-Druck/inhalt.html>

課税所得(ユーロ)	限界税率(%)
0-11,604	0
11,605-17,005	$(922.98y+1,400)/10,000 \times 100$
17,006-66,760	$(181.19z+2,397)/10,005 \times 100$
66,761-277,825	42
277,826-	45

第二段階と第三段階ではブラケット内で限界税率が逡増する特異な方式である。各種資料ではわかりやすさのため、第二段階を「14～24%」、第三段階を「24～42%」と表記されることもある。ただし、単身者の場合、上記数式から算出される税率はそれぞれ「14～19%」「24～33%」となり、税率は連続的にならないので留意を要する（夫婦単位課税を選択した場合は、課税所得が倍額になり、それぞれのブラケットの税率は「14～24%」「24～42%」となる）。

2) 基本的な控除

日本の基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除に相当する基本的な控除として、以下がある²¹。

- 基礎控除はない。第一段階のブラケットでは税率ゼロとなる、ゼロ税率方式がとられている。
- 給与所得控除：1,230 ユーロ
- 社会保険料控除：年金・医療・介護保険料は概ね全額控除される。（医療・介護保険料額が 1,900 ユーロまでは失業保険もその枠内で控除可。）

²¹ “Taxing Wages 2024” (OECD)、財務省資料

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08) などに基づく。

3) 社会保険料

強制加入の社会保険料は以下のように概算できる²²。

- 年金：概ね 9%。収入 90,600 ユーロから定額
- 失業：概ね 1%。収入 90,600 ユーロから定額
- 医療：概ね 8%。収入 62,100 ユーロから定額
- 介護：概ね 2%。収入 62,100 ユーロから定額

4) 税額の概算

単身者に適用される基本的な所得控除額（給与所得控除、社会保険料控除）の合計は、以下のように算出できる。

給与収入(ユーロ)	所得控除額(ユーロ)
0-19,000	$0.19x+1,230$
19,001-21,111	$0.09x+1,900+1,230$
21,112-62,100	$0.18x+1,230$
62,101-90,600	$0.09x+0.09 \times 62,100+1,230$
90,601-	$0.09 \times 90,600+0.09 \times 62,100+1,230$

ここから各限界税率に対応する給与収入を算出すると、以下のようになる（単身者の場合）。これに基づき、税額を算出できる。なお、税額の式は複雑になるため省くが、課税所得に応じて限界税率を算出し、あとは日本の所得税の税額と同様に算出できる。

²² “Taxing Wages 2024” (OECD)などに基づく。

給与収入(ユーロ)= x	所得控除	限界税率(%)	税額(ユーロ)
0-15,844	0	0	0
15,845-19,000	$0.81x - 1,230$	[14~19] $0.000748x + 2.15$	$0.00000606x^2 - 0.079x - 276$
19,001-21,111	$0.91x - 3,130$	[14~19] $0.000840x + 0.40$	$0.00000764x^2 - 0.120x - 59$
21,112-22,237	$0.82x - 1,230$	[14~19] $0.000757x + 2.15$	$0.00000621x^2 - 0.080x - 276$
22,238-62,100	$0.82x - 1,230$	[24~33] $0.000148x + 20.66$	$0.00000121x^2 + 0.142x - 2,741$
62,101-80,856	$0.91x - 6,819$	[24~33] $0.000165x + 19.65$	$0.00000150x^2 + 0.139x - 3,655$
80,857-90,600	$0.91x - 6,819$	42	$0.382x - 13,466$
90,601-292,798	$x - 14,973$	42	$0.42x - 16,891$

4. フランス

フランスでは、国の所得税があり、個人所得に課される地方税はない²³。

1) 税率

税率は以下のように公表されている（2024年分）²⁴。

²³ 財務省資料（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08）より。

²⁴ フランス政府公式サイト：<https://entreprendre.service-public.fr/actualites/A17116?lang=en>

課税所得(ユーロ)	限界税率(%)
0-11,294	0
11,295-28,797	11
28,798-82,341	30
82,342-177,106	41
177,106 超	45

2) 基本的な控除

日本の基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除に相当する基本的な控除として、以下がある²⁵。

- 基礎控除はない。第一段階のブラケットでは税率ゼロとなる、ゼロ税率方式がとられている。
- 給与所得控除：給与収入（社会保険料控除後）の10%。下限495ユーロ、上限14,171ユーロ。
- 社会保険料控除：日本と同様に控除される。

3) 社会保険料

強制加入の社会保険料は以下のように概算できる²⁶。

- 年金：概ね7%。収入46,368ユーロから定額。
- 補足年金：
 - [収入46,368ユーロまで]……概ね3%
 - [収入46,368ユーロ以上]……概ね9%。収入70,944ユーロから定額
- 一般社会拠出金：概ね7%。なお、このほかに控除不可の一般社会拠出金など3%があ

²⁵ “Taxing Wages 2024” (OECD)、財務省資料

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a08) などに基づく。

²⁶ “Taxing Wages 2024” (OECD)などに基づく。

る。

4) 税額の概算

単身者に適用される基本的な所得控除額（給与所得控除、社会保険料控除）の合計は、以下のように算出できる。

給与収入(ユーロ) = x	社会保険料控除	給与所得控除	所得控除計
0-5,963	$0.17x$	495	$0.17x+495$
5,964-46,368	$0.17x$	$0.1(x-0.17x)$	$0.253x$
46,369-172,566	$0.16x+0.07 \times 46,368$	$0.1(x-0.16x-0.07 \times 46,368)$	$0.244x+2,921$
172,567-370,944	$0.16x+0.07 \times 46,368$	14,171	$0.16x+17,417$
370,945-	$0.07x+0.07 \times 46,368+0.09 \times 70,944$	14,171	$0.07x+23,802$

以上より、各限界税率に対応する給与収入は以下のとおりとなる（単身者の場合）。これに基づき、税額は以下のように概算できる。あわせて、参考までに社会保険料額も示す（ここでは、保険料のほか、控除可能な一般社会拠出金および控除不可の一般社会拠出金等を含めている）。

給与収入(ユーロ) = x	課税所得	限界税率 (%)	税額	(参考) 社会保険料
0-15,120	0	0	0	$0.2x$
15,121-38,551	$0.747x$	11	$0.08x$	$0.2x$
38,552-46,368	$0.747x$	30	$0.22x - 6,714$	$0.2x$
46,369-112,781	$0.756x - 2,921$	30	$0.23x - 7,590$	$0.19x + 3,246$
112,782-172,566	$0.756x - 2,921$	41	$0.31x - 11,470$	$0.19x + 3,246$
172,567-231,575	$0.84x - 17,417$	41	$0.34x - 17,413$	$0.19x + 3,246$
231,576-370,944	$0.84x - 17,417$	45	$0.39x - 25,194$	$0.19x + 3,246$
370,945-	$0.93x - 23,802$	45	$0.42x - 28,067$	$0.1x + 9,631$

なお、所得控除のほかに低所得者向けの税額控除もあり、これも考慮すると課税最低限は15,120ユーロよりも高い。ここでは、所得控除のみを勘案している。